

1 議事日程（2日目）

〔平成26年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成26年12月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第51号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第2 議案第52号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第54号 太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第70号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第71号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第23 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	15番	佐伯修	議員
16番	村山弘行	議員	17番	福廣和美	議員
18番	橋本健	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	濱本泰裕
地域健康部長	古川芳文	市民福祉部長	中島俊二
建設経済部長	辻友治	上下水道部長	松本芳生
教育部長	堀田徹	会計管理者	今泉憲治
総務課長	友田浩	経営企画課長	山浦剛志
公共施設整備課長	原口信行	地域づくり課長	藤田彰
市民課長	田村幸光	保育児童課長	小島俊治
都市計画課長	今村巧児	社会教育課長	井上均
上下水道課長	石田宏二	監査委員事務局長	渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	篠原司	議事課長	櫻井三郎
書記	松尾克己	書記	山浦百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第51号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第51号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」及び日程第3、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号及び議案第53号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第12まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号から議案第62号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第13、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」及び日程第14、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第63号及び議案第64号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第15、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 議案第65号一般会計補正予算の3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費、この総合子育て支援施設整備費について3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、この建築内容及び園庭についてなのですが、これは以前議会にきちんと説明が行われましたが、この説明どおりに今工事が進行しているのかということです。特に説明がありました山ののり面をですね、木を相当伐採をされているんですが、あそこののり面についても何かどんぐりの森という名称だったと思いますが、そういった形で園庭の一部として活用したいというような説明があったと思いますが、そこについても現在どのようなお考えなのかということが1点。

それから2点目は、その地域住民への説明会なのですが、当然行われていると思いますが、その住民の対象はどこなのか。それから、回数、そしてその説明会の中でこういった質疑が出たのか、この内容についてお示しいたきたいと思います。

3点目、火災時の避難経路なのですが、現在の設計図で見ますと入り口が大きく1カ所しかありません。後方のほうは何か職員の出入り口で小さい出入り口になる予定だというふうに聞いておりますけれども、もし火災が起きる場合というのは恐らく一番可能性が高いのは調理室だと思うんですが、調理室は入り口に一番近いところにございまして、そちらから出火した場合、園児たちがそちら当然入り口のほうには逃げることはできませんので、そういった場合の避難経路についてどのようにお考えなのかということ、この3点についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1項目めの議会に説明した内容で建設は進んでいるのかについてでございますけれども、園庭につきましては県有地でございますのり面の一部を利用して遊具を設置しまして、できるだけ広い面積を確保するように考えております。こののり面につきましては広く利用したいというふうに考えておりましたけれども、子どもたちには勾配が少しきつというところとか、毛虫等による虫刺されも懸念されますことから、県有地の一部に遊具を設置するというところで計画をしております。

建築工事につきましては、避難用滑り台を設置するなど、当初の内容から一部変更を行っておりますけれども、工事は順調に推移しておりまして、現在全体の7割程度が完成しておりまして、平成27年、来年の4月の開所に向けまして全力で取り組んでいるところでございます。

2項目めの地域住民への説明会の対象及びその回数と内容についてでございますけれども、総合子育て支援施設の住民に対する説明会につきましては施設の北側に隣接いたします五条三丁目及び五条四丁目の一部、71世帯を対象といたしまして、昨年7月24日、11月26日及び本年の6月17日の計3回実施をさせていただきました。その内容でございますけれども、総合子育て支援施設の建築物及びその工事の概要につきまして説明を行っているところでございます。住民の皆様からは、大雨時の水路の氾濫や道路改良について早急に実施するよう要望をお聞きいたしております。

3項目めの火災時の避難経路につきましては、保育所におきましては火災が発生した場合には1階の児童は南側の園庭か、または建物東西の出入り口を利用して、敷地内東西にあります駐車場へ、また2階の児童につきましては避難用滑り台を経て園庭か、または東西の階段からそれぞれにあります出入り口を経まして、東西の駐車場へ避難いたします。給食室で火災が発生した場合の敷地外への避難経路につきましては、敷地の北側にございます職員用通路を設置いたしておりますので、この通路を使用して避難いたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） それでは、再質問。

最初の1番目の再質問はのり面の一部に遊具を設置する予定だということですが、もともと説明はのり面全体を使うというようなお話だったと思うのですが、その一部を使うということで若干私たちのいただいた説明よりは園庭の規模が小さくなると思うのですけれども、200名から園児がいらっしゃるわけですから、その安全な園庭が、十分なのかということが1点。

それから、今完成に向けて着々とというお話でしたが、一応引っ越しの準備ともあると思いますので、再度お伺いしたいのが、完成の期日。前は1週間ほど前に完成というようなお話だったような気がするのですけれども、その前日まで五条保育所の今の場所で保育を続けていることを考えますと、やはり相当引っ越しは混乱することが予想されますので、改めてお伺いをいたします。

それから、2番目の説明会ですね。説明会の内容については3回行われたということで、三丁目、四丁目が対象だったということなんです。近ごろ二丁目の人たちも大分あそこに保育所が移転するということを認知し始めた方が増えてきておまして、五条地域の方々の一番の心配は、朝の渋滞なんですね。特に今の園児の倍の方々が朝多分一定の時間帯に一斉に子どもを預けに来られるということで、しかもあそこ入り口が1カ所しかありませんので、相当渋滞するんじゃないかということを懸念されているのですけれども、その渋滞対策について説明会等を住民に関して行う予定があるのかということ。

それから、3項目めの避難経路についてなのですが、火災が起こった場合は北側の職員通路を使って子どもたちを外に出す、園外に出すというようなお話だったのですが、その通路のところは今の計画では大人1人分ぐらいの幅が開閉できるような計画を立てておられるということだったのですが、火災時、園外に出そうといったときに200名からの子どもたちがいて、0歳児も当然含まれているわけですから、その大人1人分の開閉ぐらいの大きさで大丈夫なのかという心配もちょっと出ておまして、やはり車両1台分ぐらいが本当は出入りできるぐらいの開閉のドアの幅があったほうがいいんじゃないかという意見が出ているのですが、この点についてどうお考えか、再度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 園庭についてでございますけれども、のり面の活用ということでですね、当初全体的に活用するというお話をしておりましてけれども、まず園庭、平地の部分ですね。平地の部分につきましては、敷地内で約560㎡確保できるようになっております。これは保育所の設置の最低基準にも合致している面積でございます。それにプラスして、のり面を活用してということで当初全体的にということで考えておりましたけれども、先ほど申しましたような理由、そしてのり面が県有地ということもございますので、一部を利用して高台として遊具を設置してということで、その高台の利用でプラス約200㎡確保できるというふうに考えております。

それから、引っ越しについてでございますけれども、工事契約につきましては契約上は確かに3月25日までとなっておりますけれども、3月初旬に完成検査を行う予定で進めております。引っ越しにつきましては3月21日からを予定しておりますけれども、その前に少しずつ持っていきながら、4月1日を迎えたいというふうに考えております。

それから、2点目の交通渋滞の対策についてということでございますけれども、私もしばらくあそこに朝立ったりしまして、現状を見させていただきました。確かに議員がおっしゃるように、交通量が増えるということもありまして、庁舎内部で上下水道部とか、建設経済部と集まりまして、その対策を検討させていただいて、平成27年度中に道路改良、水路改良ができるようにということで全庁挙げて取り組んでおります。その渋滞緩和については、すぐには開所当時には解消できませんけれども、考えていくということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の通路が狭いのではないかというご指摘でございますけれども、職員用の通路幅は1.5m考えておまして、建物につきましても準耐火構造となっておりますので、この通路につきましても当然法令に準拠して設置をするように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はございますか。

11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。まず、1点目については、要望になりますけれども、やはりこれは前回も一般質問しましたけれども、前日まで五条保育所の現在の場所で保育が行われて、次の日から新しい場所で、しかも7時からスタートするというので、相当職員の方々も、全庁を挙げて多分引っ越しのお手伝いをされるようなことになるかと思っておりますけれども、やはりできるだけ混乱が少なくなるように事前に何度もシミュレーションを行って引っ越しをしていただきたいということです。

それから、2点目の質問をさせていただきますが、道路の改良工事等は行われるかもしれませんが、例えば送迎のあり方ですね。保護者がお子さん連れてきて、あそこ5台分ぐら

いしか入り口のところでめる場所がないと思うんですけども、それでどんだん次から次にお子さんを送ってこられるときに、あそこの入り口からもうだっと出ていってしまって、結局入り切れない車が路上にたまるような、そういったことが起こり得るんじゃないかなというふうなことで地元の方々も懸念をされておられますので、ぜひこれは五条の特に駅から、新しい保育所側の住民の方々が特に不安がっておられますし、また逆に青山のほうから来られて、鹿子生整形外科の前を通過して出ていこうとされる方々もいらっしゃるかと思いますので、できればもうちょっと広範囲にその道路の渋滞問題については説明会を行っていただきたいと思いますが、そのお考えがあるかどうかということ。

3点目の避難通路については、先ほどおっしゃったように法令には準拠しているかもしれませんが、1.5mという範囲が、火事が起こったときにやはり人間ってある程度心理的にパニックの状態になると思うんですね、特に子どもたちを含めて。そういったときに道路というか、そういった避難経路が狭いと、そこに殺到したりとか、そういった懸念も若干ありますので、やはりその間口をもう少し広げられるような検討ができないかということ、この2つを再質問でお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 送迎用の車のお話でございますけれども、確かに保育所の前には、5台分の駐車場を用意しておりますけれども、建物の北側に、とめれるスペース及び子育て支援センター側奥に、41台分の駐車場を用意しております。ですから、そこで入り口のところで、渋滞するという事はないというふうに考えております。

それから、住民説明会をということでございますけれども、説明会の中でもご案内しましたけれども、先ほど言いましたように水路とか道路の改良にあわせて、住民説明会はさせていただくということでお話をさせていただいております。

それから、通用門の広さの話でございますけれども、それについては少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 議案第65号の一般会計補正予算についてですけれども、2点説明いただきたいと思いますが、1点目は12款1項1目23節の公債償還元金1億円の内訳を説明ください。

それから、第3表の債務負担行為補正の分ですが、市長車購入費について。

まず1点は、その中の期間が平成26年から平成27年度とされておりますが、選挙される時期になぜ計上されるのか、ご説明ください。

それから2点目は、限度額640万円とされておりますが、現在の市長車の車種、使用年数及び購入予定車種、なぜ購入されるのかをご説明ください。

以上です。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、1点目の今回の公債償還元金につきましてご説明をさせていただきます。

この分につきましては、平成25年度の決算剰余金の約8億円のうち、9月の補正予算におきまして1億円の積み立てをさせていただきました減債基金を財源といたしまして繰上償還を行うものでございます。市債につきましては、国や地方公共団体金融機構から借り入れる公的資金と、民間の金融機関などから借り入れる民間資金とに大別をされます。公的資金につきましては、繰上償還に際し、本来であれば借入団体が将来支払う予定の利息相当額等を保証金として要求されるなど、幾つかの制約がございます。このため、今回につきましては民間の金融機関から借り入れた資金のうち、借入時の利率、償還残年数等を勘案いたしまして、借入先の金融機関とも協議を行いながら、1億円を限度といたしまして繰上償還を行うものでございます。

次に、債務負担行為の市長車の分についてでございますけれども、現在の市長車、この分につきましては平成12年9月26日登録の車でございまして、既に14年経過しており、平成26年11月末現在で総走行距離も12万kmに達しております。車種につきましては、トヨタ車のクラウンマジェスタとなっております。

また、年間の走行距離もここ数年は平均9,500kmと使用頻度も非常に多くなっております。このように登録後、相当の年数が経過しておりまして、修繕の頻度も非常に多くなってまいりました。実際、ここ数年で公務中の移動中におきまして車両のふぐあいで走行不能に陥りましたケースも数回発生している状況です。このことから、次回の車検に合わせて買い換えが必要であると判断しておりますが、自動車メーカーからの情報によりますと、発注から納期まで現在約半年間の期間を有するとのことでございます。このため、来年9月には車検を控えておりますので、その前に買い換えを実施するためには2月から3月くらいで契約する必要がありますので、今回債務負担として計上させていただいたところでございます。

なお、買い換えの車種につきましては、現在と同様の車で環境にも配慮したハイブリッド車への買い換えを検討しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点目は、その説明で結構です。

2点目の部分ですが、やはり市長が今度は選挙があるわけですから、そういう部分でどなたがなるかわかりませんが、もう一年延ばすべきじゃないかなと私は思うし、買うか買わんか別ですけれども、選挙前にこういうことをすることについては私はちょっと納得ができませんが、期間を平成26年から平成27年にされていることについては半年ぐらいないといけないということのようですけれども、やっていただいてもあれですけれども、基本的に私はおかしいなと思いますね。この債務負担行為で予算を組んでいくということ自体が、今平成26年度、平成

27年度で市長車を買うというのは、ちょっと納得ができないんですが、その部分がどうしても1年延ばすわけにはいかないわけですか、2年かな。今度車検が2年で、切れるんですか。2年後にできないのかなと思いますが、もう一度説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この買いかえの時期についてでございますけれども、既に14年を経過している、また総走行距離も12万kmに達しておる。通常であれば買いかえの時期であると。また、実際にこの間、何度か途中で車がとまりまして整備の者を呼びまして対応していただいたり、他の車で迎えに行ったりというような事態も発生をしております。ですから、今回の車検に合わせてもうこの車を買いかえるというふうに判断したところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 年数的に14年ということですが、私の車も12年になっていますが結構使えるものは使えるんですよ。そういう分では2年を延ばすことについては問題ないと私は思うんですよ。そういう中で市長が新しくなった方によって、考えてもらえればと思うんですよ。その分で職員の考えでつくるんじゃなくて、井上市長はどう考えられていますか。こういう時期の問題ですけれども、こういう時期にどうしても車が要りますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私が聞いておりますのは、車検の間で今ふぐあいの部分がたくさんございます。まず第1、ナビが全然不調です。それから、エンジン、暖房、冷房等についても時々不調が出ます。根本的にその間で直すには40万円から50万円かかるというふうなことがあるようでございます。そういった中で、新しく車を買いかえずにそれに投入するということについてももったいないというふうな考え方が事務の中にございまして、それであれば債務負担行為、時期も来ておりますんで、買いかえをというふうなことでの報告を受けているところです。私もそういったところから、税金の使い方としても二重投資になるよりも、今回買いかえたほうが結果的に軽減できるというふうな判断のもとに購入を今提案をしているところでございます。以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」お尋ねいたします。

1つ目に、市長車のことを上げておりましたんですが、今の上議員の質問でかなり回答いただきましたし、これについてはもう回答は要りません。

2番目、27ページ、10款教育費、1項教育総務費、5目幼稚園費、幼稚園就園奨励費補助金670万円についての内容についてお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 10款教育費、1項教育総務費、5目幼稚園費、19節幼稚園就園奨励費補助金670万円につきましてお答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園教育の振興を図るために幼稚園に通園する児童の世帯の所得に応じまして保育料の負担を軽減するために補助するものでございまして、保護者に対して支払いを行うものでございます。今回の補正予算につきましては、本年度から補助範囲の拡大がなされたことに伴いまして補助金の不足が見込まれますことから、計上をさせていただいております。補助範囲の拡大の内容でございますけれども、同時通園や小学校3年生から数えて第2子に当たる場合は所得にかかわらず15万4,000円を、小学校3年生から数えまして第3子に当たる場合は同様に30万8,000円を補助することになっております。補助範囲の拡大分につきましては当初予算におきましても見込んでおりましたけれども、予定を上回る申請がございまして、今回の補正予算をお願いするものでございます。これによりまして、補助対象児童数につきましては、当初の見込み数から40人程度の増となりまして、合計でおおよそ1,080人となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今、幼稚園、保育園をめぐって総合こども園という形の構想があつて動いていると思うんですが、そのあたりとの関連ではどうなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員がおっしゃつてあるのは認定こども園の話だと思うんですけど、今回の新制度に伴いまして、この新制度に入るかどうかという私立幼稚園さんのほうにですね、確認をしております。そうしましたら、まだこの制度の内容といたしますか、その経営的にどうなるのかよくわからない部分がございます、市内にあります幼稚園さんにつきましては、現在の文部科学省の私学助成金を受けまして運営を続けていくということになりますので、今回の新制度には入らないということで伺っております。

○議長（橋本 健議員） 再々、よろしいですか。

（4番芦刈 茂議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第65号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第18まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第18、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第66号から議案第68号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第69号 平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、議案第69号「平成26年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第20、議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第21、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第70号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第71号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第4号 「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第22、請願第4号「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 「手話言語法」の制定を求める意見書の提出の請願の説明を行います。お手元に配付しております、求める請願の趣旨、要旨、それから理由等につきましては「手話言語法」の制定を求める意見書の可決をお願いしたいということでございますので、「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書の提案をもって提案の理由の説明にかえさせていただきますというふうに思いますので、意見書を朗読して提案にかえさせていただきますと思います。

「手話言語法」(仮称)制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年、平成18年に12月に、国連で採択された障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は、障害者権利条約を批准し、2011年、平成23年8月に改正された障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音

声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望します。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、手話言語法（仮称）を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出します。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、請願第5号「「農業・農協改革」に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

10番不老光幸議員。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） 「「農業・農協改革」に関する請願」でありますけれども、これは国へ「農業・農協改革」に関する意見書を提出していただきますようお願いする請願でございます。

請願の趣旨及び請願理由を説明いたしまして、紹介の案文にいたしたいと思っております。

「「農業・農協改革」に関する請願書」。

請願要旨。安全・安心な食の安定供給を確保するためには、地域農業を振興し、農家を維持、育成していくことが必要です。

そのためには、農家の所得向上を目指す必要があり、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的であり、効率的です。

ついては、次期通常国会等で審議される予定となっている農業・農協改革において、以下の点にご留意の上、現場の意見を反映するよう国への意見書を提出いただきたく請願いたします。

す。

(1) 組合員個人の出資による協同組合であり、地域住民の重要な社会生活基盤ともなっている民間組織である J A に対して強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないことを願います。

(2) 農家組合員の営農と生活をサポートするため、J A は営農、経済、信用、共済等の総合事業を行っている。営農指導等の事業や地域防犯活動等の地域貢献は、信用や共済事業の利益の一部を活用しながら行っていることから、信用事業の譲渡等一部の事業を強制的に分離しないことを願います。

請願理由。平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、J A グループが一体となって取り組みを始めたやさきです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改定し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために J A の機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、J A グループの自己改革を前提に、J A の事業や組織統治のあり方、連合会の事業、組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまで J A グループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正当に評価した上で、J A グループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

J A は、水田農業を初め、行政と連携して農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等に取り組んでおり、地域の農業の発展に貢献しております。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、J A の機能が発揮できなくなる可能性があり、農業者に対する多大な影響が懸念されます。

以上の理由により、この請願を行うものです。

太宰府市議会議長橋本健様。

請願者は、筑紫農業協同組合代表理事組合長藤政行。福岡県農政連筑紫支部支部長八尋洋一でございます。

次に、意見書(案)を添付しておりますので、よろしくご審議の上、ご請願を採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~